

町 田 市 分 別 収 集 計 画
(第八期計画)

2 0 1 6 年 6 月

町田市環境資源部環境政策課

目 次

- 1 計画策定の意義
- 2 基本的方向
- 3 計画期間
- 4 対象品目
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装
廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定
方法
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
(法第8条第2項第5号)
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
(法第8条第2項第6号)
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場で役割を認識し、履行していくことが重要である。

その重要性を認識した上で、町田市がいつまでも元気なまちであり続けるためには、環境に配慮した持続可能な社会になっている必要があり、「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」の実現をめざす政策を現在、推進している。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することにより、廃棄物の減量による温室効果ガスの削減、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・地球温暖化対策に向けた取り組みを進める。
- ・環境への負荷の少ない生活スタイル、社会経済システムへの転換を進める。
- ・モノや資源の循環的利用を促進する仕組みをつくる。
- ・廃棄物の発生抑制と資源再利用化を進める。
- ・環境への意識や関心を高めるための啓発に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	31,885 トン	31,934 トン	31,983 トン	32,032 トン	31,981 トン

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、廃棄物減量等推進員によるごみ減量・リサイクルの啓発活動を推進する。

(1)環境教育の充実

学校における副読本等を活用した教育や資源とごみの出前講座、ごみ処理施設の見学会等の機会を活用し、児童・生徒に分かりやすいごみの減量・リサイクルについての教育活動を積極的に展開する。

(2)啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学、ごみ減量の情報発信拠点であるリサイクル広場や広報紙等により、市民・事業者に対して、ごみ排出量の増大、新たな資源化施設規模の小型化、処理軽費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報提供をし、ごみ問題に対する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生商品の利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

(3)住民団体による集団回収（地域資源回収）

町内会・自治会、子供会、老人会などの地域の団体が自主的に資源回収を行うために、奨励金の交付等団体への支援を行い、ごみの減量や資源の有効利用の推進を図る。

(4)リサイクル推進店制度（拠点回収）

再生資源として利用できる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施または協力する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定し、市民がこれらの容器を持ち込むことにより、リサイクル活動及びごみの減量の一層の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)、プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	558 t		559 t		560 t		561 t		560 t	
主としてアルミ製の容器	708 t		709 t		710 t		711 t		710 t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,556 t		(合計) 1,559 t		(合計) 1,561 t		(合計) 1,564 t		(合計) 1,561 t	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 1,556 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 1,559 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 1,561 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 1,564 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 1,561 t
茶色のガラス製容器	(合計) 803 t		(合計) 804 t		(合計) 805 t		(合計) 807 t		(合計) 805 t	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 803 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 804 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 805 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 807 t	(引渡額) 0	(独自処理額) 805 t
その他のガラス製容器	(合計) 926 t		(合計) 928 t		(合計) 829 t		(合計) 931 t		(合計) 929 t	
	(引渡額) 926 t	(独自処理額) 0	(引渡額) 928 t	(独自処理額) 0	(引渡額) 829 t	(独自処理額) 0	(引渡額) 931 t	(独自処理額) 0	(引渡額) 929 t	(独自処理額) 0

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	40 t		40 t		40 t		40 t		40 t	
主として段ボール製の容器	4,318 t		4,324 t		4,331 t		4,338 t		4,331 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 206 t		(合計) 206 t		(合計) 206 t		(合計) 207 t		(合計) 206 t	
	(引渡) 0	(独自処理) 206 t	(引渡) 0	(独自処理) 206 t	(引渡) 0	(独自処理) 206 t	(引渡) 0	(独自処理) 207 t	(引渡) 0	(独自処理) 206 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 962 t		(合計) 964 t		(合計) 965 t		(合計) 967 t		(合計) 965 t	
	(引渡) 481 t	(独自処理) 481 t	(引渡) 482 t	(独自処理) 482 t	(引渡) 482.5 t	(独自処理) 482.5 t	(引渡) 483.5 t	(独自処理) 483.5 t	(引渡) 482.5 t	(独自処理) 482.5 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 908 t		(合計) 908 t		(合計) 908 t		(合計) 908 t		(合計) 5,008 t	
	(引渡) 908 t	(独自処理) 0	(引渡) 908 t	(独自処理) 0	(引渡) 908 t	(独自処理) 0	(引渡) 908 t	(独自処理) 0	(引渡) 5,008 t	(独自処理) 0
（うち白色トレイ）	(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t	
	(引渡) 8 t	(独自処理) 0	(引渡) 8 t	(独自処理) 0	(引渡) 8 t	(独自処理) 0	(引渡) 8 t	(独自処理) 0	(引渡) 8 t	(独自処理) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
427,597人 (対前年度比) 0.155%	428,257人 (対前年度比) 0.154%	428,917人 (対前年度比) 0.154%	429,579人 (対前年度比) 0.154%	428,891人 (対前年度比) -0.16%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

缶・びんについては昭和57年2月から分別収集体制を確立しており、ペットボトル・紙パック・白色発泡トレイについても平成6年度からリサイクル推進店及び公共施設において拠点回収を実施している。また、紙パック・段ボール・その他の

紙製容器包装についても平成9年度から行政で回収を実施している。新たに平成28年から、市内一部地域において、また、平成33年より全市域で容器包装プラスチックの分別収集を行政回収で実施する。

なお、自治会等が実施している地域集団回収及びリサイクル推進店の拠点回収については拡充し推進していく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
金属	スチール製容器	缶	委託業者による指定日収集	委託業者
	アルミ製容器		住民団体による集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による指定日収集	委託業者
	茶色のガラス製容器		住民団体による集団回収	民間業者
	その他の色の ガラス製容器			
紙	紙パック	紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	その他の 紙製容器包装	雑紙	委託業者による指定日収集	委託業者
住民団体による集団回収			民間業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
		容器包装 プラスチック	委託業者による指定日収集	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

一部地域で実施している分別収集を行っているプラスチック製容器包装は、市施設において選別・圧縮梱包、保管をする。缶・びんは市の資源分別作業所で行い、ペットボトル・白色発泡トレイはリサイクル文化センター内で中間処理及び保管する。なお、段ボール・紙パック・その他紙製容器包装については収集後、古紙問屋に直接納入する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	2トン 平ボディ車	資源分別作業所 (選別・圧縮・ 保管施設)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん			
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス 製容器				
紙	紙パック	紙パック			
	段ボール	段ボール	紐かけ		
	その他の紙製容器包装	雑紙	紐かけ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス ネット	2トン 平ボディ車 (幌付)	リサイクル文化セ ンター内施設
	その他のプラスチッ ク製容器包装	白色発泡ト レイ	回収ボックス		
			容器包装プ ラスチック	指定収集袋	2トン パッカー車

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行あるものにするため、次の施策を積極的に進める。

- (1) 容器包装廃棄物の分別の区分、基準にしたがって排出されるように市広報及び「資源とごみの出し方」「資源とごみの収集日程表」「ECO まちだ」「ごみナクナーレ」といった市の発行物に、分別に関する情報を掲載して市民への啓発を行う。
- (2) 自治会・町内会等、市民団体による集団資源回収を支援し、市民が自主的に行う資源化活動を推進する。
- (3) リサイクル推進店制度を継続し、容器包装廃棄物の排出抑制を推進するとともに、店頭での回収ボックスの設置について協力要請を行う。また、流通業者やメーカー等に対し、容器包装廃棄物の自主的回収、資源化ルートの形成を要請し、実施に当たっては市としてできるだけ協力する。
- (4) 市民、事業者に対して直接的、間接的にアプローチし、情報交換を行う。
- (5) 啓発活動に当たってはプレス発表等による各種マスメディアの活用、リサイクル文化センター等の施設見学会、資源とごみの出前講座、リサイクル広場からの情報発信、各種イベント、講演会の開催をすることで継続的に進めていく。